

福知山土産品審査会規約

(設置)

第1条 福知山観光協会土産品推奨要項に基づき、その目的を円滑にするため、土産品審査会を設置する。

(組織)

第2条 審査会は12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から福知山観光協会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政官庁職員
- (3) 消費者
- (4) 製造業者または、販売業者
- (5) 観光協会関係者

(任期)

第3条 委員の任期は2カ年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 審査会に会長、副会長を置き委員が互選する。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は観光協会長の要請を受けて会長が招集する。

2 会議は委員の過半数の出席で成立し、出席委員の過半数で決する。

(事務)

第6条 審査会の事務は、観光協会事務局が処理する。

(その他)

第7条 この規約の実施にあたって、必要な事項は観光協会長が決める。

- 2 この規約の改正は審査会の意見を徴して観光協会の理事会で行う。
- 3 本規約は昭和59年12月1日から施行する。